



小規模産業廃棄物処理施設設置許可証



平成22年2月2日

千葉県市川市田尻二丁目11番25号
株式会社市川環境エンジニアリング
代表取締役 石井 邦夫

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第12条第1項の規定により、設置の許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成22年2月2日	許可番号	第21-20-1-140号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破碎施設(条例第12条第1項第2号) 廃プラスチック類		
設置場所	千葉県習志野市茜浜三丁目33番10		
処理能力(積替保管場である場合にあっては、供用面積)	廃プラスチック類	4.9 t/日	(12時間)
許可の条件	なし		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 		

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。